

武雄市公告 第 69 号

武雄市が所有する車両の売却について一般競争入札を実施しますので、入札参加申込の受付期間及び方法等について次のとおり公告します。

令和 3年 12月 1日

武雄市長 小松 政

売却物件について

物件番号	名称	詳細	特記事項	予定価格（最低売却価格）
1	武雄市公用車 (マイクロバス)	<ul style="list-style-type: none"><li>・日野メルファ (登録ナンバー 佐賀200 さ 507)</li><li>・初年度登録 平成16年8月</li><li>・型式 KK-CH1JFEA</li><li>・原動機の型式 J08C</li><li>・変速機 MT (5速)</li><li>・燃料の種類 軽油</li><li>・※その他仕様書を 参照</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・右側中央凹み傷あり</li><li>・令和3年7月21日現在走行距離 <u>239921Km</u> 維持管理の為若 干走行距離増加予定</li><li>・令和3年12月12日に車検有効期 間が満了し、武雄市は今年度の車検 を行わない</li><li>・令和4年 1月8日に自動車損害賠 償保険の保険期間が満了する</li><li>・落札者は車両引渡後、15日以内に 車両に付随している全ての武雄市 の文字を削除し、削除後の写真を武 雄市資産活用課へ提出すること。</li><li>・落札者は車両引渡後、15日以内に 車両の所有者が変更した場合に要 する各種手続きを行い、完了したこ とを示す書類を武雄市資産活用課 へ提出すること。</li></ul>	440,000円

入札参加者の資格について

特別な資格は要せず個人・法人を問わず参加できますが、以下の内容に該当する方は本入札に参加することができません。

- (1) 納税義務を履行していない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者
- (3) 個人又は法人の役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員であるもの。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
- (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (5) 次のいずれかに該当する者
  - ① 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - ② 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - ③ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

- ④暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

#### 車両確認について

- (1)開催日時 令和3年12月6日10時から11時
- (2)開催場所 旧山内庁舎 武雄市山内町大字三間坂甲13800番地
- (3)車両を確認される方は開催日時に現地にお越しください。  
(事前の予約をお願いします。)
- (4)車両確認への参加は入札の参加要件ではありません。
- (5)車両確認への参加費用(旅費等)については自己負担となります。
- (6)現車確認の有無にかかわらず、入札後および落札後に記載事項以外の不調箇所および瑕疵を発見した場合でも、契約金額の減額や契約の取消には応じません。

#### 入札参加申込み期間及び受付場所

入札に参加するためには事前に参加申込みが必要となります。

下記の参加受付期間に申込みをされていない場合は、入札には参加できませんのでご注意ください。

- (1)受付期間 令和3年12月1日(水)から令和3年12月15日(水)まで  
(土・日・祝日を除く) 午前9時から午後5時まで
- (2)受付場所 武雄市役所(庁舎3階)総務部資産活用課管理係  
【武雄市役所：〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12-10】  
問合せ先 電話 0954-27-7090

#### 入札参加申込み書類及び申込み方法

- (1)入札参加申込書類は次のとおりです。
  - 一般競争入札参加申込書【様式1】に下記書類を添付し、提出してください。
  - ・個人の方 誓約書【様式2】、印鑑証明書、住民票抄本
  - ・法人の方 誓約書【様式2】、印鑑証明書、法人登記簿(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)
- (2)申込書類を直接持参又は郵送で申込みください。なお、郵送による場合は簡易書留で送付してください。(申込締切日までに必着)
- (3)申込書の受理後、「入札参加申込受理通知」を送付します。

#### 入札の日時と実施場所

- (1)入札日 令和3年12月22日(水)
- (2)受付 午前 9時30分から
- (3)入札 午前10時00分から
- (4)場所 武雄市役所6階第2委員会室

#### 入札について

- (1)入札には本人又は代理人が必ず出席してください。
- (2)入札開始までに受付と入札保証金の納入を済ませてください。入札開始以後の入場は認められません。
- (3)所定の入札書に入札金額を記入してください。金額の加除訂正はできません。
- (4)入札箱に投入した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (5)入札者が代理人である場合は、次のことに注意してください。
  - ①入札前に委任状を提出してください。  
(入札参加申込み時等、事前に提出されている場合を除く。)
  - ②入札書には代理人の住所、氏名を記入し、代理人の印鑑は委任状に押印したのと同じものを押印してください。

### **入札の中止について**

入札を行うに当たり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき、又は天災地変その他のやむを得ない事由が生じた場合には入札を中止します。

### **入札保証金について**

- (1) 入札者は、入札当日の受付時に入札保証金を納入してください。
- (2) 入札保証金は、現金でのみ納入できます。
- (3) 入札保証金は、入札者が見積もる価格（入札しようとする金額）の100分の5以上に相当する金額となります。
- (4) 物件の予定価格を下回る額の入札は無効となりますので、それを見越したうえで必要な金額を納入してください。
- (5) 入札保証金は、落札者以外の方には入札終了後、速やかにお返しします。落札者が納入した入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当できます。
- (6) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後に入札参加資格を有しない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金として取り扱いますので、お返ししません。

### **入札が無効となる場合**

次のいずれかに該当する入札は、無効になります。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 入札書に入札金額、氏名及び押印のない入札又はこれらが判別不可能な入札
- (3) 所定の入札保証金が納入されていない入札
- (4) 入札者が同一事項について2回以上行った入札
- (5) 不正行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札に関し、武雄市の担当職員の指示に従わなかった者が行った入札

### **開札について**

開札は、入札書提出後ただちに入札者又はその代理人の立会のうえ行います。

### **落札者の決定について**

- (1) 落札者は、予定価格（最低売却価格）以上で最高金額の入札者を落札者とします。
- (2) 最高金額の入札者が2人以上あるときは、くじ引きをもって落札者を決定します。
- (3) 落札が決定したときは口頭で、落札者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額（落札者がいない場合はその旨）を開札に立ち会った入札者にお知らせします。

### **落札金額等の公表について**

落札金額は武雄市が公表するものとします。また、入札結果表の内容（入札参加者の氏名を除く。）についても公表する場合があります。

### **契約保証金の納入期限及び売買契約締結について**

落札者は令和3年12月28日（火）までに、契約保証金を納入し、武雄市が定めた売買契約書に必要事項を記入のうえ提出してください。武雄市において契約保証金の納入が確認できた時点で、落札者と売買契約を締結します。

### **契約保証金について**

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上に相当する額を納入する必要があります。
- (2) 落札決定後、武雄市が発行する納入通知書により、武雄市が指定する金融機関にて納入してください。
- (3) 納入された契約保証金は売買代金に全額充当します。

### **売払代金（残金）の納入期限について**

売払代金から契約保証金額を差し引いた残金の納入期限は、令和4年1月18日（火）です。

（売買契約締結後10日以内）

- (1) 武雄市が発行する納入通知書により、武雄市が指定する金融機関で納入してください。
- (2) 所定の期限までに売払代金を完納されない場合は、契約を解除することになります。この場合、契約保証金はお返ししません。

### **所有権の移転等について**

- (1) 所有権の移転 : 売払代金が完納されたことを市が確認できた時点をもって所有権が移転されたものとみなします。
- (2) 手続き等 : 所有権の移転に伴い要する手続きについては全て落札者が対応するものとします。また、所有権の移転後15日以内に必要な手続きが完了したことを示す書類を武雄市資産活用課へ提出するものとします。

### **その他（注意事項等）**

- (1) 入札物件は、現況引渡しです。落札後当該車両に記載事項以外の不調が現れた場合や、瑕疵を発見した場合でも契約の取消および契約金額の減額には応じません。
- (2) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など武雄市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (3) 参加申込書等武雄市に提出された書類については返却いたしません。